

氏名	ず し のぶ ただ 園 師 宣 忠
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 398 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	中世盛期都市トゥールーズにおける文書と権力 ——王権による南フランス統治の諸相——

論文調査委員 (主査) 教授 服部 良久 教授 南川 高志 教授 小山 哲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、13世紀に南フランスの統治を開始するフランス王権と南フランス都市との関係構築の諸相を、文書の役割という観点から考察したものである。

近年にいたるまで、中世盛期の南フランスを対象とする歴史研究の潮流は、13世紀半ばを時期的な区切りとしてその前後に大きく二分され、とくに前者に比重がおかれる傾向にあった。13世紀半ばは、この地域に対するフランス王権の支配が開始され、それに伴って社会構造が大きく変化していく時期に当たり、従来の研究は、北フランスの王権による影響を受け始める13世紀半ば以前の、独自の政治文化を有する南フランス社会の解明に重点が置かれていたのである。こうして従来より議論されてきた11・12世紀の南フランスにおける封建制の問題に比して、13世紀半ば以降のフランス王権の南フランスへの浸透という問題は、それほど高い関心を集めてきたわけではない。王権による行政制度や官僚制の整備などに関する個別の実証研究は比較的多く残されてはいるものの、南フランスがアルビジョワ十字軍(1209-1229)における「敗北」によって王権の影響下に入ることは半ば自明のこととされ、王権と在地の諸勢力との関係形成の具体的な様相に迫る研究はなされてこなかった。しかし近年、アメリカの歴史家J・ギヴンが、中世王権による新たな領域の支配の開始が王権と在地社会の双方に与える影響について考察したことで、この研究領域にひとつの道が拓かれることになった。本論文では、このギヴンの枠組みを受け継ぎ、フランス王権がその統治システムに南フランス社会を組み込んでいく過程における、王権と在地諸勢力との間の関係構築を、とりわけ文書の果たす役割に着目しつつ考察する。

政治的、社会的行為において言葉や身振りが重要な役割を果たしていた中世ヨーロッパでは、とくに12世紀以前には、文書はそれ自体として信頼をよぶものではなかったが、13世紀になると、都市の発展にともなって社会構造が大きく変化するとともに、文書の役割も変容していく。ただし、12世紀以降の文書量の劇増が、ただちにこうした変容をもたらすわけではなく、文書観や文書利用のあり方の変容は、それぞれの地域の政治的・社会的な状況との密接な連関のなかで進行した。本論文では、こうした文書の役割との関連で、13世紀に南フランスの統治を開始するフランス王権と南フランス都市トゥールーズとの政治的な関係形成の特質を解明しようとする。

序論において、王権の南フランス統治に関する先行研究が整理され、南フランスの地理的構成および社会構造・政治構造が概観された上で、まず第1部「誓約が取り結ぶ関係—中世南フランスにおける儀礼と共同行為」では、13世紀半ば以前のトゥールーズ伯と都市との誓約(第1章)から13世紀後半におけるフランス王権に対する都市の誓約(第2章)へという誓約の性質の変化が論じられる。

第1章「12・13世紀都市トゥールーズにおける誓約」では、都市トゥールーズと都市領主であるトゥールーズ伯との間で交わされた相互の誓約をとりあげる。従来のトゥールーズ都市史では、都市の指導層であるコンシュルが、伯と敵対しながら都市「自治」を実現していくとされてきたが、それに対して本章では、伯は家臣との間に「愛」と「誠実」という私的な感情に基づく関係を結んでいたことを指摘する南フランスの封建的諸構造に関する近年の研究を踏まえて、伯と都市との間

にも伯-家臣関係と同様の関係が築かれていたことがまず確認される。その後、その関係には文書が介在していたこと、つまり、12世紀後半以降、都市は伯との相互誓約の場で文書を呈示し、交渉の道具として利用していたことが明らかにされる。ただし、この時点での文書利用のあり方は、文面に基づくものというよりは、都市の特権を象徴するモノとしての意味合いが強い点に留意が必要だとされる。この時期の証書に「この証書を読んだり聞いたりするすべての者たち」という表現が多く見られるように、文書量が増大していく12・13世紀において、文書は何よりも声を出しておおやけに読み上げられるものであり、法的行為を記された文書は常に読み上げられ、その場に居合わせる者たちに聞かれることによってその内容が確認されていた。本章の最後において指摘されるのは、13世紀半ば以前には、誓約の場において文書自体が伯と都市との関係を規定する第一の要素だったわけではないという点である。ここでは、都市は文書を呈示して特権保持の要求を出してはいるものの、伯と都市との関係を築くのに重要だったのは両者の間の直接の交渉であったという点が、次章への橋渡しとして確認される。

第2章「トゥールーズ伯領の王領編入とフランス王権への誓約」では、13世紀半ばのフランス王権による統治の開始とともに変化を見せ始める文書利用のあり方が検討される。本章では、南フランス都市が北フランスに滞在する遠方の統治者との関係を取り結ぶにあたって、これまでと同じような手段をとりえなくなっていく点をふまえて、トゥールーズ伯領の王領編入の手続を考察する。そのなかで、都市が以前の伯との関係と同じように誓約の文書に特権保持の留保条件を書き込むことを望んでおり、文書を王権との関係においても交渉の道具と捉えていたことが明らかにされる。しかし同時に、かつて伯との関係においては自明のことであった諸特権の文字化が、王権に対しては改めて要求しなければならない問題となっていたことも指摘される。一方で、13世紀以降のフランス王権が、文書を記録として重要視し、文書の調査や目録の作成に積極的に取り組んでいたことが併せて論じられ、文書の管理に基づく統治領域の情報の把握に努める王権が、文書に留保条件を記すという南フランス側の要求に応えつつも、誓約を行なう貴族を行政区分ごとに整理して名前を記し、また共同体の諸義務のリストを作成するなど、統治の技術を深化させていった点が確認される。以上のように、文書を交渉の手段として利用するために留保条件の文書への書き込みを望む南フランス都市と、効率的な被治者の把握のために文書利用を行なう北フランスの王権との間には、文書の利用形態に違いが見られるものの、そうしたズレを含みながらも、13世紀における誓約は、君主・家臣の個別の関係構築の手段から、集団での王権との関係構築の手段へとその役割を変化させていった。

第2部「文書が取り結ぶ関係—中世都市トゥールーズにおける文書利用の展開」では、13世紀初頭のカルチュレール（証書写本集成）（第3章）と、13世紀後半の『トゥールーズ慣習法』（第4章）という二つの史料の間における文書編纂の意味の変化が論じられる。

第3章「中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレールの編纂と都市の法文化」では、都市トゥールーズが13世紀初頭に作成したカルチュレールが分析される。その結果、都市トゥールーズのカルチュレールは、13世紀初頭の都市と周辺諸勢力との関係のなかに自らを位置づける手段として作成され、都市アイデンティティを象徴する書冊と看做されていたことが明らかにされる。さらに、これには、12世紀後半以降の都市における公証人による文書作成の慣行が背景にあり、都市のコンシュルが、公証人が作成した文書の有効性を強調することで、トゥールーズの公証人の文書に特権的な地位を与えていたということが指摘される。公証人が作成し2名以上の別の公証人が副署した公正証書は、コンシュルの権威によって有効な文書と看做されることになっており、こうしたコンシュルの権力と密接に結びついた公証人の存在が、都市カルチュレールの有効性を都市内外に示すことを可能にしていたと論じられる。

一方、第4章「フランス王権による都市の統治と「慣習」の成文化」では、文書の内容・文面にしたがって、文書の整理・分類を行なうという13世紀後半に登場する新たな文書への姿勢が検討される。本章では、1286年に都市側の提出した文書に国王政府が承認を与えることにより成立した『トゥールーズ慣習法』を精査し、そこに見られる条項の分類を、文書量の増加にともない、文書を情報源、法的根拠として利用するという慣行が浸透しつつあったことの証左として捉え、テキストにしたがって情報を把握するために文書が利用されるに至った点が指摘される。こうした新たな文書への姿勢は、都市がフランス王権の統治に対抗する手段として見せ始めたものであり、南フランスでは、フランス王権の統治が開始される13世紀半ばという時期を境にして、文書への姿勢が徐々に変化していく点が確認される。そして、都市トゥールーズの特権を守る拠り所として文書に整理・分類された『トゥールーズ慣習法』が、王権による文面の精査を経て、王権に不利な条項の削除

や必要な条項の付加がなされることになった点に注目し、編纂された書冊は、かつてのように象徴的なモノとして扱われるよりもむしろ、その内容自体が参照される実用的な文書資料と見なされるようになっていったと論じられる。ここでは、文書作成の権限もコンシュルと公証人から、王権へと移っていくことになり、結果的に、成文化された『トゥールーズ慣習法』は、都市の意図とは逆に13世紀末以降、王権による支配の手段となってしまったことになったことが確認されている。

以上のように、本論文は、フランス王権と南フランスの在地社会の諸勢力との重層的な関係構築のあり方を、オーラルなコミュニケーションと文字使用・文書利用との関わりの観点から読み解いたものである。本論文では、13世紀の南フランス社会の変容の背景には、王権の進出という従来指摘されてきた政治的要因のみならず、在地社会における文書量の増加と文書観の変化という要素も存在していたことが指摘される。しかし、それらは別個に切り離された現象なのではなく、そうした文書の役割の変化を促進させたのは、紛れもなく王権の進出という緊迫した事態であり、このような政治的なコンテキストと、中世南フランスにおけるオラリティとリテラシーの絡まり合いの様相の変容との関連が、本論文での中心的な検討の対象となっている。

論文審査の結果の要旨

ラングドック、オクシタニアなどと呼ばれる南フランス地方は13世紀初までフランス王権に服従せず、異端アルビジョワ派と結合して政治的、宗教的な自立性を維持していた。13世紀前半のいわゆるアルビジョワ十字軍と結合したフランス王権による南フランスの統合は、この地域の中心的勢力であるトゥールーズ伯レーモン7世の、国王ルイ9世とカトリック教会への降伏、同伯没後の王弟アルフォンス・ド・ポワティエによる伯領相続を経て、1271年の王領への編入によって完成する。本論文は王権による、異質な政治的文化を持つ地域としての南フランスの政治的統合の歴史的意味を、誓約・儀礼など非文字コミュニケーションから文書による統治への移行というプロセスに着目することにより、明らかにしようとするものである。近年、ヨーロッパ中世社会におけるリテラシー研究は、人類学や社会史的視点から多様な成果を生み出し、オラリティとリテラシーを単純な対立図式や発展モデルで捉えることはなくなった。論者も中世における文書利用の新しい研究動向をふまえ、13世紀を非文字メディアと文書の併存する時期であり、言葉と記憶が文書との相補的關係において、社会的、政治的秩序に対する重要な機能を有した時代と考える。こうした視点から本論文は、トゥールーズ伯領の中心都市トゥールーズとその周辺社会における史料を精査することにより、12世紀後半から13世紀末の王国編入に至る時期に、このようなコミュニケーションの複合がどのような意味を持っていたのか、また王国への編入が南フランス社会の政治文化にどのような変化をもたらしたのかを明らかにした。この意味で本論文は、フランス中世王国史の事象を扱いながら、その問題設定の有効性は広くヨーロッパ中世社会全体に及ぶものである。

以下に、とくに評価に値する本論文の成果を挙げる。まず論者は、従来個別的にのみ利用されてきたトゥールーズ市の「カルチュレール」（13世紀の公的な証書写本集成）を全体として考察し、都市独自の存在である公証人がその記載内容の法的効力を保証していることを重視しつつ、「カルチュレール」を、周辺社会とは区別される都市共同体としてのアイデンティティを表現するものであると捉える。カルチュレールから単純に自治都市論を展開した旧説や、逆に伯権力と都市の支配関係のみを強調する最近の研究とも異なる論者の創見である。

第2は、国王役人の作成した同時代のヨーロッパに類例のない記録である、「トゥールーズ伯領の差し押さえ」の精緻な考察から、地域ごとの集会における都市・貴族の集団的な国王への誠実誓約というオーラルなコミュニケーションと、そこでの合意形成過程に現れる国王側と南フランスの政治的文化の相違とその調整の事実を詳細に解き明かしたことである。

1286年、都市側は諸慣習を体系的に整理した「トゥールーズ慣習法」の承認を国王に要求した。論者は市が保管した案文と国王側の逐条的な検討、削除・修正の後に成立したテキストを比較することによって、双方の思惑の相違・問題点と調整の過程を跡づけ、こうした合意形成の手続きを経て成立した慣習法文書を軸に、新たな政治的関係が構築されたことを示し得た。論者によれば、都市側のイニシアティヴによるこの「トゥールーズ慣習法」成立過程は、国王のイニシアティヴが成文法による支配を確立していく北フランスとは異なる、南フランスの特質を示す。同時にそれは、非文字メディアと文書の独特の結合を特色とした南フランスの政治文化の変容であり、文書を手段とした王国への統合と政治秩序形成の新たな段階を意味するものでもあった。これらもまた論者の新知見と評価される。

他方で本論文は、政治的な合意と秩序形成の媒体としてのオラリティ（誓約・儀礼）と文書を考察の中心に据えたことから、その背後にある都市の権力構造や周辺地域との権力関係が十分に考慮されず、議論がやや表層的になった点は惜しまれる。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2007年2月21日、調査委員3名が論文内容とそれに関連する事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。